

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案
規制の名称	成長志向型カーボンプライシングの導入等
規制の区分	新設、改正(拡充、緩和)、廃止
担当部局	内閣官房GX実行推進室、経済産業省産業技術環境局環境政策課
評価実施時期	令和5年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>気候変動問題という人類共通の課題に対して、世界規模での対応が求められる中、カーボンニュートラル目標を表明する国・地域が増加(現時点で、欧州、中国、米国、インド等)、世界的に脱炭素の機運が高まっている。こうした中で、我が国でも、今後10年間で150兆円を超えるGX(グリーン・トランスフォーメーション)投資を官民協調で実現していくこととしている。</p> <p>成長志向型カーボンプライシングは、GX経済移行債等を活用した先行投資支援等と併せて、炭素排出に値付けをすることにより、GX関連製品・事業の付加価値を向上させるものであり、当初低い負担で導入し、徐々に引き上げていく方針をあらかじめ示すことにより、事業者の先行的なGX投資を促進する仕組みであるが、これを措置しない場合、必要なGX投資が十分に実施されず、2050年カーボンニュートラル等の国際的達成と我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現が困難となる。</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</p> <p>(1)課題及びその原因</p> <p>令和4年7月から、内閣総理大臣を議長とする「GX実行会議」において議論を行い、同年12月22日、同会議において、「GX実現に向けた基本方針」(以下「基本方針」という。)を取りまとめ、その後、意見公募手続等を経て、令和5年2月10日に閣議決定を行った。この基本方針においては、成長志向型カーボンプライシングの導入が必要とされる現状、課題及びその原因について、次のように整理されている。</p> <p>世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題への対応は今や人類共通の課題となっている。カーボンニュートラル目標を表明する国・地域が増加し世界的に脱炭素の機運が高まる中、我が国においても2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現という国際的約束を掲げ、気候変動問題に対して国家を挙げて対応する強い決意を表明している。</p> <p>このような中、2022年2月には、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、世界のエネルギー情勢は一変した。世界各国では、エネルギー分野のインフレーションが顕著となり、我が国においても電力需給ひっ迫やエネルギー価格の高騰が生じるなど、1973年の石油危機以来のエネルギー危機が危惧される極めて緊迫した事態に直面している。エネルギー安定供給の確保は、言うまでもなく国民生活、企業活動の根幹である中、このような危機に直面し、我が国のエネルギー供給体制が弱い弱であり、エネルギー安全保障上の課題を抱えたものであることを改めて認識することとなった。</p> <p>過去、幾度となく安定供給の危機に見舞われてきた我が国にとって、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をグリーンエネルギー中心へ転換する、「グリーン・トランスフォーメーション」(以下「GX」(Green Transformation)という。)は、戦後における産業・エネルギー政策の大転換を意味する。既に欧米各国は、ロシアによるウクライナ侵略を契機として、これまでの脱炭素への取組を更に加速させ、国家を挙げて発電部門、産業部門、運輸部門、家庭部門などにおける脱炭素につながる投資を支援し、早期の脱炭素社会への移行に向けた取組を加速している。欧州連合(以下「EU」という。)では、10年間に官民協調で約140兆円程度の投資実現を目標とした支援策を定め、一部のEU加盟国では、これに加えて数兆円規模の対策も講じている。また、米国では、超党派でのインフラ投資法に加え、2022年8月には10年間で約50兆円程度の国による対策(インフラ削減法)を定めるなど、欧米各国は国家を挙げた脱炭素投資への支援策、新たな市場やルール形成の取組を加速しており、GXに向けた脱炭素投資の成否が、企業・国家の競争力を左右する時代に入っている。</p> <p>周囲を海で囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、脱炭素関連技術に関する研究開発が従来から盛んであり、日本企業が技術的な強みを保有する分野も多い。こうした技術分野を最大限活用し、GXを加速させることは、エネルギーの安定供給につながることも、我が国経済を再び成長軌道へと戻す爆発力としての可能性も秘めている。民間部門に蓄積された英知を活用し、世界各国のカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本の産業競争力を再び強化することを通じて、経済成長を実現していく必要がある。</p> <p>GXの実現を通して、2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年カーボンニュートラルの国際的達成を目指すとともに、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さらには、我が国の産業構造・社会構造を革新し、将来世代を含む全ての国民が希望を持って暮らせる社会を実現すべく、GX実行会議における議論の成果を踏まえ、今後10年を見据えた取組の方針を取りまとめる。</p> <p>(2)規制以外の政策手段の内容</p> <p>現状においても既に規制以外の政策手段として、民間企業のGX投資を促進するための予算・税制措置等が一定程度講じられているが、今後10年間で150兆円を超えるGX投資を官民協調で実現していくためには、国として長期・複数年度にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていく必要がある。</p> <p>こうした観点を踏まえ、法律案で措置する成長志向型カーボンプライシングは、「GX経済移行債」等を活用した、国として20兆円規模の大胆な先行投資支援、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金(詳細後述)によるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用といった措置を講じるものである。なお、世界各国においてもカーボンニュートラル実現に向けた投資支援策やカーボンプライシングの導入が進められている。</p> <p>(3)規制の内容</p> <p>成長志向型カーボンプライシングの一環として、炭素排出に値付けをする方針を予め示すことにより、GX投資の前倒しを促進することが可能となる。こうしたカーボンプライシングの特性を上手く活用することで、事業者がGXに先行して取り組むインセンティブを付与する仕組みを創設する。具体的には、特定事業者(後述)を対象とする特定事業者負担金を導入するとともに、広くGXへの動機付けが可能となるよう、炭素排出に一律のカーボンプライシングとしての化石燃料賦課金を導入することとする。なお、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の実施に必要な詳細事項は、この法律の施行2年以内に法制上の措置を講ずることとしている。</p> <p>○化石燃料賦課金の導入</p> <p>経済産業大臣は、令和10年度から、一定の期間ごとに、化石燃料採取者等(原油等(原油、石油製品、ガス状炭化水素又は石炭をいう。以下同じ。))を採取し、又は保税地域から引き取る者をいう。以下同じ。)から、その採取場から移出し、又は保税地域から引き取る原油等に係る二酸化炭素の排出量一トン当たりについて負担すべき額に、当該二酸化炭素の排出量を乗じて得た額を徴収する。</p> <p>○特定事業者負担金の導入</p> <p>経済産業大臣は、令和15年度から、特定事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第15号に規定する発電事業者のうち、その発電事業(同項第14号に規定する発電事業をいう。)に係る二酸化炭素の排出量が特に多いものとして政令で定める者をいう。以下同じ。)に対して、特定事業者が行う発電事業に係る二酸化炭素の排出量に相当する枠を有償又は無償で割り当てるものとする(この有償で行う特定事業者排出枠の割り当てについては、入札により行うこととする)。</p> <p>経済産業大臣は、令和15年度から、一定の期間ごとに、特定事業者から、入札により決定される特定事業者負担金単価に、特定事業者の有償で割り当てる特定事業者排出枠の量を乗じて得た額を徴収する。</p> <p>【デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト】</p> <p>検討の必要な事項なし。</p>

<p>直接的な費用の把握</p> <p>(遵守費用)</p> <p>(行政費用)</p>	<p style="text-align: center;"><b>費用の要素</b></p> <p>③「<u>遵守費用</u>」は<u>金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</u></p> <p>④<u>遵守費用</u>          本法律案で措置する化石燃料賦課金及び特定事業者負担金は、「GX経済移行債」等を活用し国として20兆円規模の大胆な先行投資支援を講じること併せて、GX投資の促進を図るものである。このため、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金による費用のみを論ずることは適当ではない。また、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の実施のために必要となる詳細な規定の一部は、必要な議論・検討を行った上で、この法律の施行後2年以内に法制上の措置を講じることとしていることや、今後の石油石炭炭税、再生エネルギー賦課金の総額等を定量的に推計することは困難であることから、具体的な額を推計することは困難であるが、化石燃料賦課金単価及び特定事業者負担金は、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することとしており、具体的には、今後石油石炭炭税がGXの進展により減少していくことや、再生エネルギー賦課金総額が再生エネルギーの買取価格の低下等によりピークを迎えた後に減少していくことを踏まえて導入することとしている。</p> <p>化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の実施のために必要となる詳細な規定の一部は、この法律の施行後2年以内に法制上の措置を講じることとしており、具体的な徴収方法等はその時点で定めることを予定しているため、現時点で推計することは困難である。</p>
<p>直接的な効果(便益)の把握</p>	<p style="text-align: center;"><b>便益の要素</b></p> <p>⑤<u>効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要</u>          化石燃料賦課金及び特定事業者負担金と併せて、「GX経済移行債」を活用した大胆な先行投資支援を講じることにより、今後10年間で150兆円を超えるGX投資を官民協調で実現していく。この際、移行債の発行は各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で行うものであることや、将来的に導入するカーボンプライシングは国際的な動向も踏まえ実施する必要があることから、現時点で定量的に記載することは困難であるが、非化石エネルギーへの転換や、製造業を始めとする需給一体での産業構造転換や抜本的な省エネの推進、資源循環・炭素固定技術等の研究開発等への投資等への支援を行い、化石燃料への依存度を低減するとともに新たな市場の早期の立ち上げによる経済成長等を実現し、ひいては2050年カーボンニュートラル等の国際公約と、産業競争力強化・経済成長の同時実現を図るものである。</p> <p>⑥<u>可能であれば便益(金銭価値化)を把握</u>          ⑤と同様に定量的に記載することは困難であるが、エネルギー及び原材料の脱炭素化を通じた2050年カーボンニュートラル等の国際公約の達成と産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後10年間で官民協調による150兆円超のGX投資の実行に向け取組を進める。</p> <p>⑦<u>規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計</u>          規制緩和ではないため該当せず。</p>
<p>副次的な影響及び波及的な影響の把握</p>	<p>⑧<u>当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</u>          炭素排出に値付けをし、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の将来の導入時期を予め示すことで、その副次的効果として企業に対しGXに前倒しで取り組むインセンティブを付与し、投資を促進することが、成長志向型カーボンプライシング構想の本来の目的である。</p>
<p>費用と効果(便益)の関係</p>	<p>⑨<u>明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証</u>          化石燃料賦課金及び特定事業者負担金は、炭素排出に値付けをすることにより、GX関連製品・事業の付加価値を向上させるものであり、当初低い負担で導入し、徐々に引き上げていく方針をあらかじめ示すことにより先行的なGX投資の促進を図るものであることから、化石燃料採取者等及び特定事業者における一定の遵守費用等が発生するが、これらの措置は、GX経済移行債を活用した大胆な先行投資支援と一体となって講じられるものであり、成長志向型カーボンプライシングを導入することで、150兆円を超えるGX投資を官民協調で実現し、これを通じて、2050年カーボンニュートラル等の国際公約と、産業競争力強化・経済成長の同時実現を図ることにつながるものであることを踏まえると、便益が費用を上回ると考えられる。</p>
<p>代替案との比較</p>	<p>⑩<u>代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明</u>          成長志向型カーボンプライシングは、GX経済移行債を活用した先行投資支援、カーボンプライシングによるGX先行投資インセンティブ、新たな金融手法の活用といった措置を一体的に講ずることにより、官民協調でGX投資を実現するものであり、現時点において代替案となるオプションは考えられない。</p>
<p>その他の関連事項</p>	<p>⑪<u>評価の活用状況等の明記</u>          令和4年5月19日、「クリーンエネルギー戦略合同会合」において「クリーンエネルギー戦略 中間整理」を取りまとめるとともに、GX実現に向けて取り組むべき方策について集中的に議論を実施した。          また、令和4年7月から、内閣総理大臣を議長とする「GX実行会議」において議論を行い、同年12月22日、同会議において、基本方針を取りまとめ、その後、意見公募手続等を経て、令和5年2月10日に閣議決定を行った。この基本方針においては、第211回国会に、GX実現に向けて必要となる関連法案を提出することとされた。</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>⑫<u>事後評価の実施時期の明記</u>          本法律案の附則第11条第2項では、特定事業者排出枠並びに化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度を実施する方法について、特定事業者排出枠に係る取引を行う市場の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を講ずる旨が規定されている。事後評価の実施時期については、この法制上の措置を講ずる際に、併せて検討する。</p> <p>⑬<u>事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</u>          ⑫)に同じ。</p>
<p>備考</p>	